

參考資料

目次

参考資料 1	暮らしの事故に関するアンケート調査結果	1
参考資料 2	関係法令	17
参考資料 3	消費者安全専門調査会 審議経過	34
参考資料 4	消費者安全専門調査会 委員名簿	35

参考資料1 暮らしの事故に関するアンケート調査結果

第1 調査の概要

- 1 目的 消費者庁が発信している事故情報が、消費者にどの程度認知されているか等を把握するため、インターネットによるアンケート調査を実施した。
- 2 対象者 10代から60代の各世代ごとに男女100名ずつ(計1,200名)
- 3 調査方法 WEB調査
- 4 調査時期 平成29年5月31日～同年6月2日
- 5 回答者の居住地域(()内は全体に占めるシェア、%)
 - ・北海道…………… 60人(5.0)
 - ・東北(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)…………… 72人(6.0)
 - ・関東(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)…………… 490人(40.8)
 - ・北陸(新潟県、富山県、石川県、福井県)…………… 33人(2.8)
 - ・中部(山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県)…………… 120人(10.0)
 - ・近畿(三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)…………… 243人(20.3)
 - ・中国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)…………… 57人(4.8)
 - ・四国(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)…………… 33人(2.8)
 - ・九州(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)…………… 92人(7.7)
- 6 回答者の職業(()内は全体に占めるシェア、%)
 - ・会社員・役員…………… 358人(29.8)
 - ・学生…………… 224人(18.7)
 - ・専業主婦・専業主夫…………… 190人(15.8)
 - ・パート・アルバイト・フリーター…………… 150人(12.5)
 - ・無職・定年退職…………… 131人(10.9)
 - ・自営業…………… 57人(4.8)
 - ・専門職(医師、弁護士、美容師、デザイナー等)…………… 30人(2.5)
 - ・公務員…………… 30人(2.5)
 - ・その他…………… 30人(2.5)

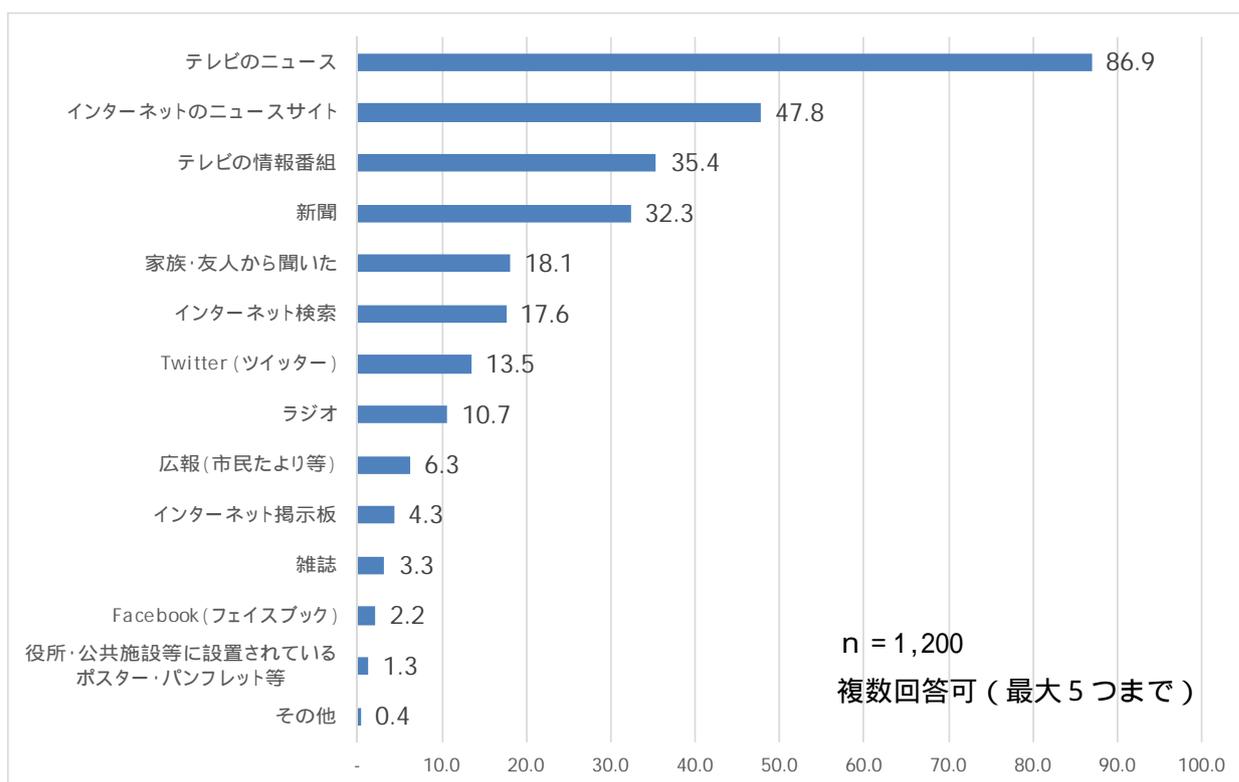
第2 調査結果

1 暮らしの事故に関する情報の入手先

暮らしの事故に関する情報の入手先として、「テレビのニュース」を上げる人の割合が最も高く（86.9%）、次いで高いのは「インターネットのニュースサイト」（47.8%）となっている。また、「テレビの情報番組」、「新聞」を上げる人もそれぞれ約3割（35.4%、32.3%）となっている。

事故に関する情報はマスメディアを通じて入手することが多く、特にテレビ（ニュース、情報番組）から入手することが多い。

この傾向は、全ての性別・年代で概ね共通しているが、10代、20代では、男女とも「Twitter（ツイッター）」を上げる者の割合が、他の年代よりも特に高い。



< 性別・年代別回答 >

(単位：%)

入手先 性別・年代	テレビのニュース	インターネットのニュースサイト	テレビの情報番組	新聞	家族・友人から聞いた	インターネット検索	Twitter (ツイッター)	ラジオ	広報 (市民たより等)	インターネット掲示板	雑誌	Facebook (フェイスブック)	役所・公共施設等に設置されているポスター・パンフレット等	その他
男性・10代	85.0	46.0	36.0	21.0	16.0	21.0	35.0	6.0	2.0	9.0	3.0	1.0	1.0	1.0
男性・20代	81.0	48.0	28.0	21.0	14.0	18.0	23.0	3.0	2.0	7.0	5.0	1.0	3.0	1.0
男性・30代	83.0	45.0	28.0	29.0	14.0	24.0	8.0	15.0	4.0	10.0	1.0	1.0	1.0	-
男性・40代	86.0	64.0	24.0	38.0	11.0	22.0	6.0	18.0	2.0	3.0	3.0	4.0	-	-
男性・50代	91.0	64.0	34.0	44.0	9.0	18.0	8.0	24.0	10.0	5.0	3.0	6.0	2.0	-
男性・60代	96.0	47.0	45.0	66.0	10.0	18.0	2.0	19.0	14.0	3.0	3.0	1.0	1.0	-
女性・10代	79.0	30.0	31.0	12.0	21.0	8.0	39.0	3.0	1.0	2.0	5.0	2.0	-	1.0
女性・20代	77.0	34.0	31.0	12.0	20.0	17.0	30.0	7.0	4.0	2.0	2.0	6.0	2.0	-
女性・30代	85.0	52.0	30.0	14.0	35.0	17.0	6.0	5.0	7.0	4.0	4.0	1.0	3.0	1.0
女性・40代	96.0	47.0	44.0	36.0	16.0	13.0	2.0	7.0	9.0	1.0	3.0	2.0	-	1.0
女性・50代	91.0	50.0	43.0	37.0	22.0	22.0	2.0	10.0	9.0	3.0	3.0	-	-	-
女性・60代	93.0	46.0	51.0	58.0	29.0	13.0	1.0	11.0	11.0	3.0	4.0	1.0	3.0	-

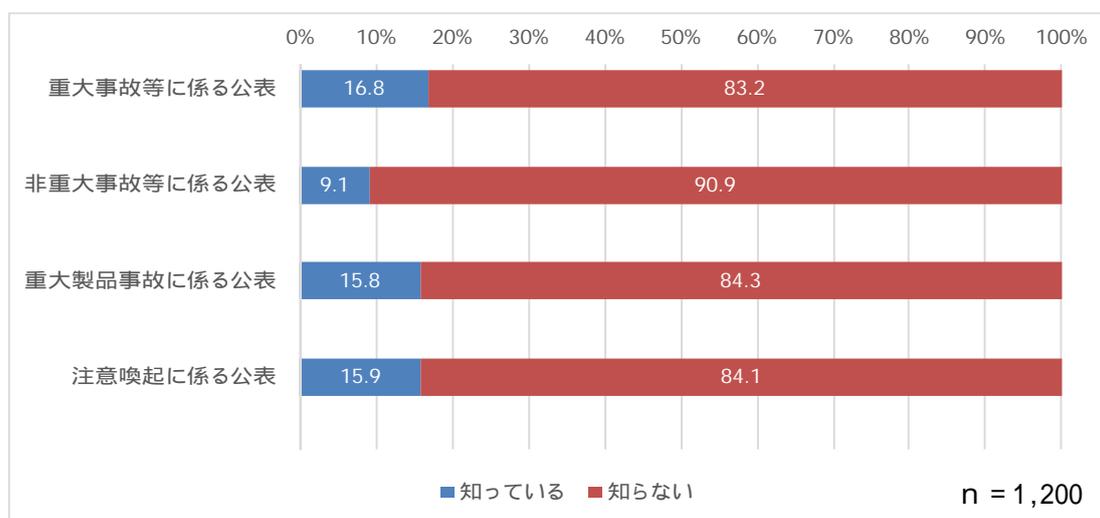
(注) 1 各性別・年代とも、n = 100人

2 複数回答可 (最大5つ)

3 表中、濃い黄色のセルは当該性別・年代で最も多い回答を、薄い黄色のセルは、2～3番目に多い回答を表す。

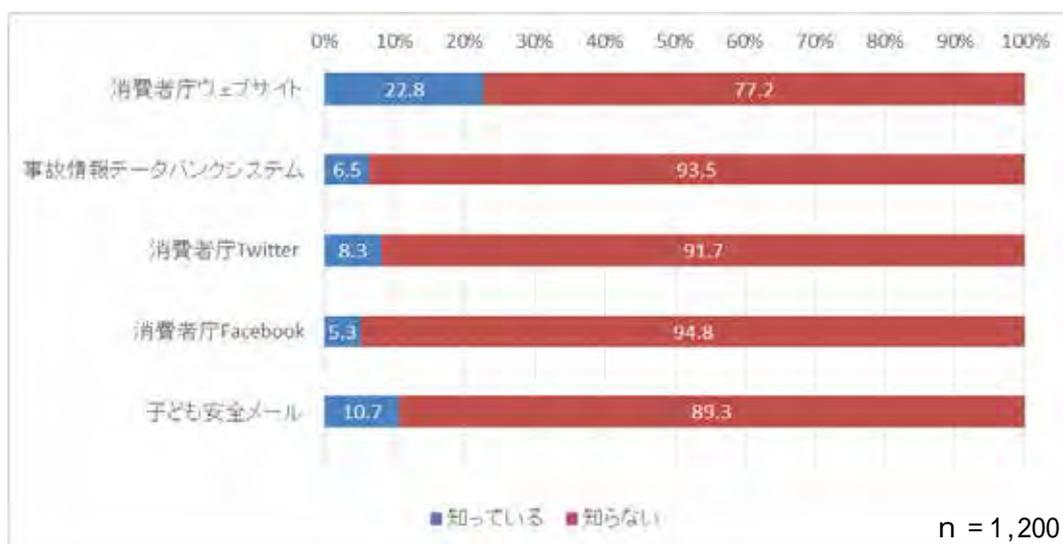
2 消費者庁が発信している事故情報に関する公表の認知度

消費者庁が行っているいずれの公表についても 80%以上の人が「知らない」と回答しており、特に非重大事故等に係る公表については、90%以上の人「知らない」と回答している。



3 消費者庁が情報発信のために運営するサイトの認知度

「消費者庁ウェブサイト」は、20%超の人が「知っている」としているが、それ以外のものについては、「知っている」とする人の割合は低い。

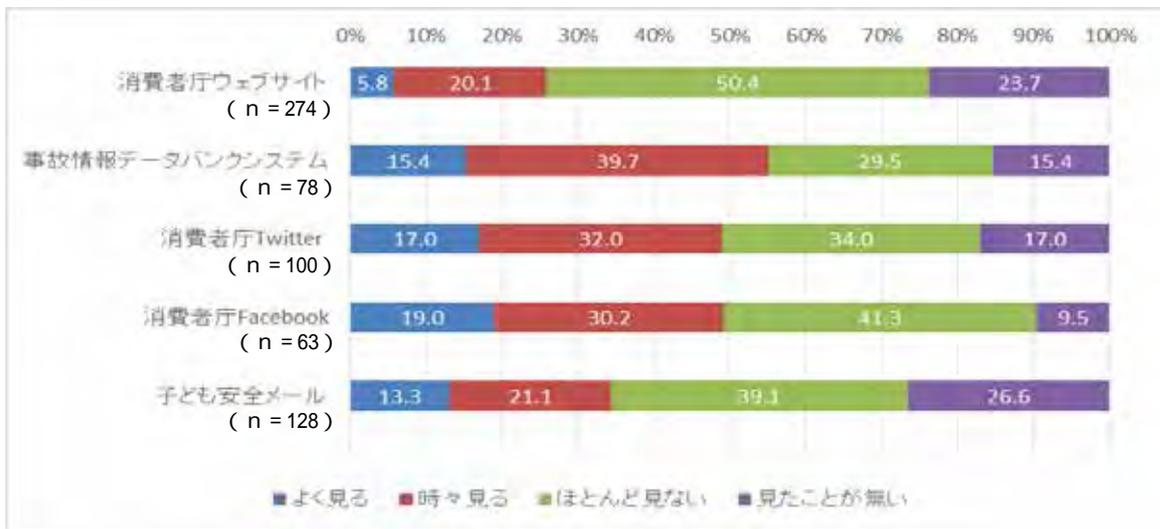


4 消費者庁が情報発信のために運営するサイトの閲覧の頻度

消費者庁が情報発信のために運営するサイトについて「知っている」とした人のうち、「事故情報データベース」、「消費者庁 Twitter」及び「消費者庁 Facebook」は「よく見る」と「時々見る」を合わせると約50%。

「消費者庁ウェブサイト」及び「子ども安全メール」を見ている人は約30%となっている。

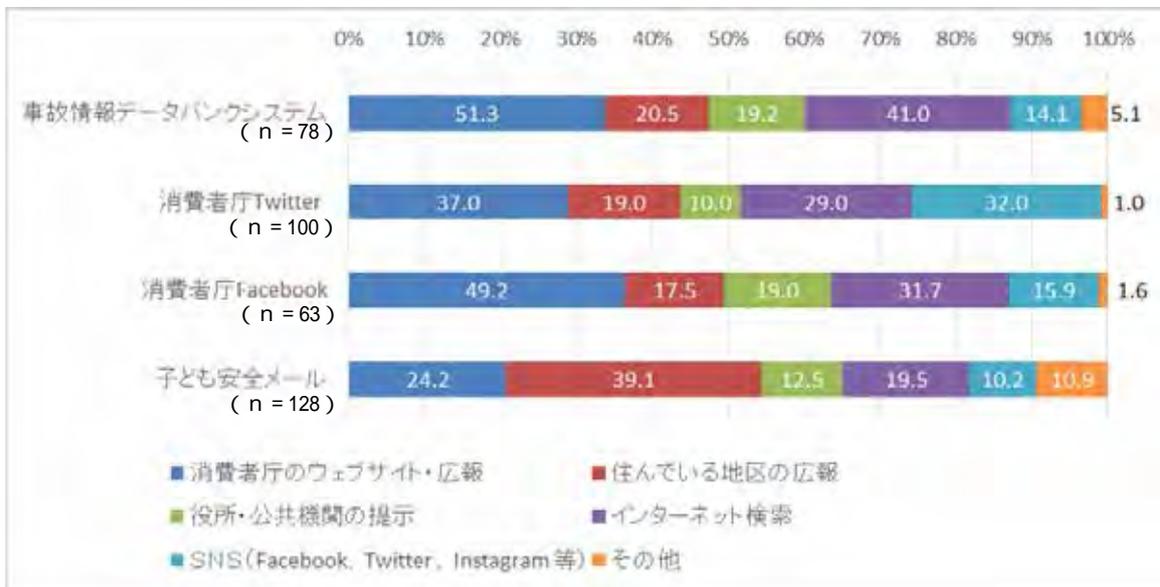
【前記3で「知っている」と回答した者が回答】



5 消費者庁が運営している各種情報発信サイトを知ったきっかけ

「子ども安全メール」については、「住んでいる地区の広報」が最も多い。

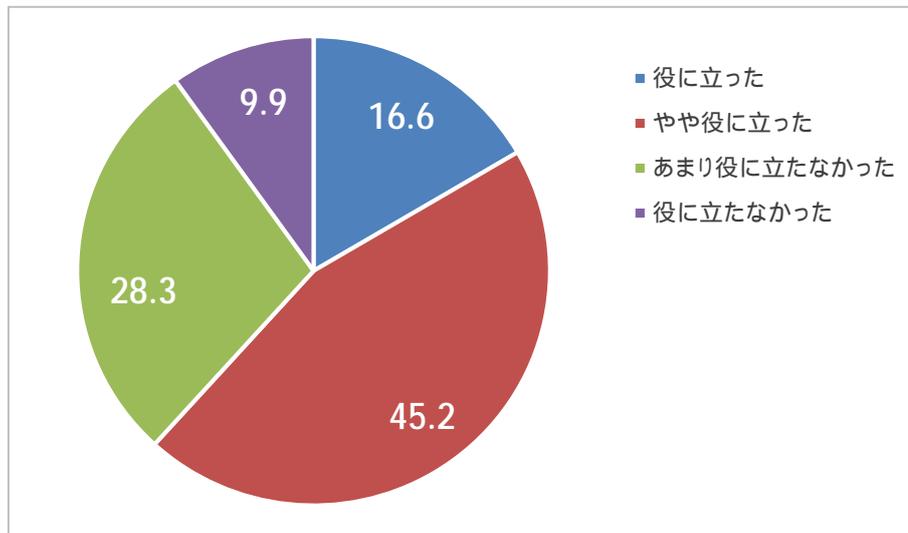
【前記3で「知っている」と回答した者が回答】



6 事故情報の有用性

消費者庁の情報発信サイトは、「役に立った」と「やや役に立った」を合計すると約 60%。

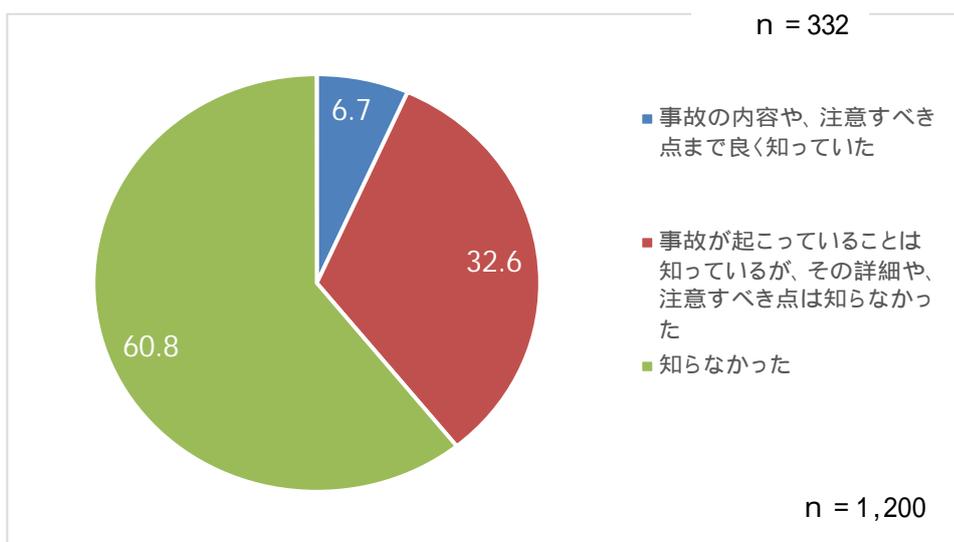
【上記3でいずれかの情報発信源を「知っている」と回答した者が回答】



7 消費者庁が3月15日に公表した「食品による子供の窒息事故」という内容の事故の認知度

「事故の内容や、注意すべき点まで良く知っていた」とする人が少数ながら見られる反面、約60%の人が「知らない」としている。

女性の50代と60代は、いずれも「事故が起こっていることは知っているが、その詳細や、注意すべき点は知らなかった」と回答した者が40%以上おり、他の性別・年代に比べ「知っている」とする割合が比較的高い。



< 性別・年代別回答 >

(単位：%)

	事故の内容や、注意すべき点 まで良く知っていた	事故が起こっていることは知 っているが、その詳細や、注 意すべき点は知らなかった	知らなかった
男性・10代	3.0	36.0	61.0
男性・20代	7.0	24.0	69.0
男性・30代	11.0	24.0	65.0
男性・40代	4.0	33.0	63.0
男性・50代	6.0	30.0	64.0
男性・60代	9.0	32.0	59.0
女性・10代	5.0	33.0	62.0
女性・20代	10.0	23.0	67.0
女性・30代	7.0	36.0	57.0
女性・40代	6.0	32.0	62.0
女性・50代	5.0	46.0	49.0
女性・60代	7.0	42.0	51.0

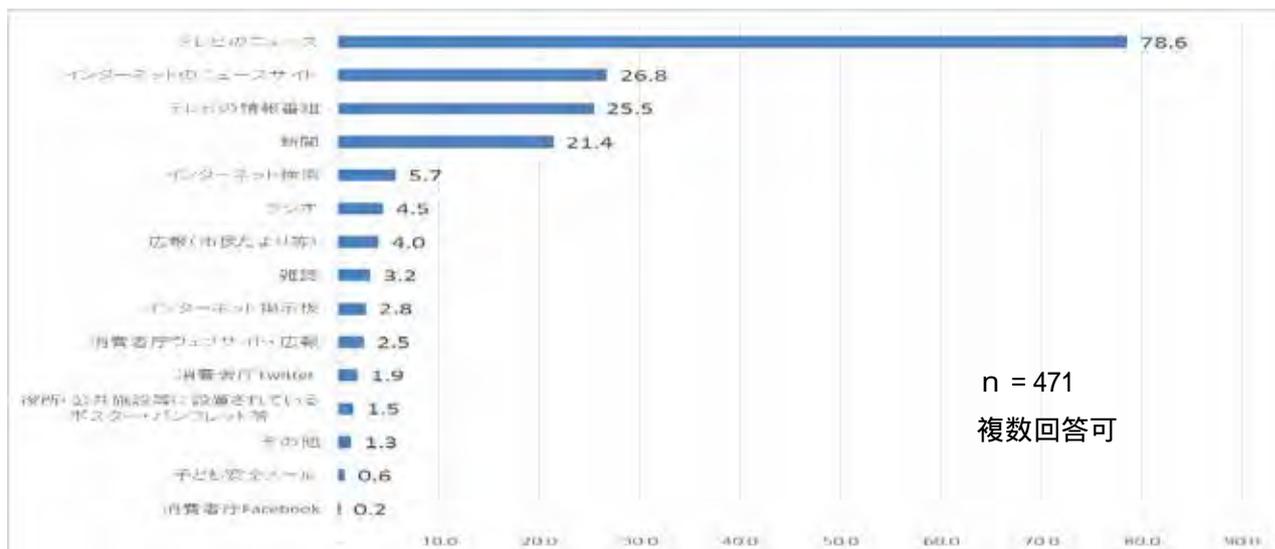
(注) 1 各性別・年代とも、n = 100人

2 表中、濃い青色のセルは回答率が50%以上のものを、薄い青色のセルは40%以上50%未満のものを表す。

8 前記7の事故情報の入手先

事故情報の入手先については、前記1と同様、テレビ（ニュース、情報番組）からが多い。

【前記7で「知っている」と回答した者が回答】



< 性別・年代別回答 >

(単位：%)

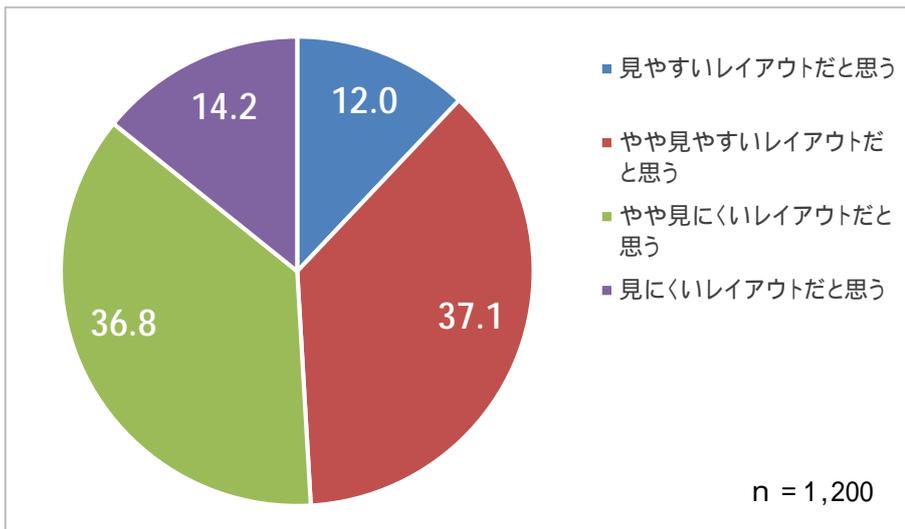
入手先	テレビのニュース	インターネットのニュースサイト	テレビの情報番組	新聞	インターネット検索	ラジオ	広報(市民たより等)	雑誌	インターネット掲示板	消費者庁ウェブサイト・広報	消費者庁Twitter	役所・公共施設等に設置されているポスター・パンフレット	子ども安全メール	消費者庁Facebook	その他
性別・年代															
男性・10代 (n=39)	76.9	15.4	28.2	7.7	7.7	5.1	2.6	5.1	2.6	-	-	-	-	-	-
男性・20代 (n=31)	74.2	35.5	25.8	19.4	3.2	-	3.2	9.7	6.5	9.7	9.7	-	-	-	-
男性・30代 (n=35)	65.7	34.3	17.1	17.1	5.7	5.7	-	-	5.7	5.7	2.9	2.9	-	-	8.6
男性・40代 (n=37)	75.7	35.1	13.5	24.3	8.1	5.4	5.4	-	-	-	-	-	-	-	-
男性・50代 (n=36)	80.5	25.0	25.0	22.2	5.6	11.1	8.3	5.6	2.8	5.6	2.8	2.8	2.8	-	2.8
男性・60代 (n=41)	78.0	29.3	36.5	48.8	7.3	7.3	9.8	2.4	4.9	9.8	-	-	-	-	-
女性・10代 (n=38)	76.3	23.7	28.9	13.2	5.3	2.6	5.3	2.6	2.6	-	7.9	-	-	-	-
女性・20代 (n=33)	72.7	24.2	15.2	12.1	12.1	9.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	6.1	3.0	3.0	3.0
女性・30代 (n=43)	81.4	32.6	16.3	2.3	7.0	2.3	4.7	4.7	4.7	-	-	4.7	2.3	-	2.3
女性・40代 (n=38)	73.7	23.7	28.9	15.8	2.6	-	-	5.3	-	-	-	-	-	-	-
女性・50代 (n=51)	92.2	23.5	35.3	21.6	2.0	-	3.9	2.0	-	-	-	-	-	-	-
女性・60代 (n=49)	85.7	22.4	28.6	44.9	4.1	6.1	2.0	-	2.0	-	-	2.0	-	-	-

(注) 1 複数回答可

2 表中、濃い黄色のセルは当該性別・年代で最も多い回答を、薄い黄色のセルは、2～3番目に多い回答を表す。

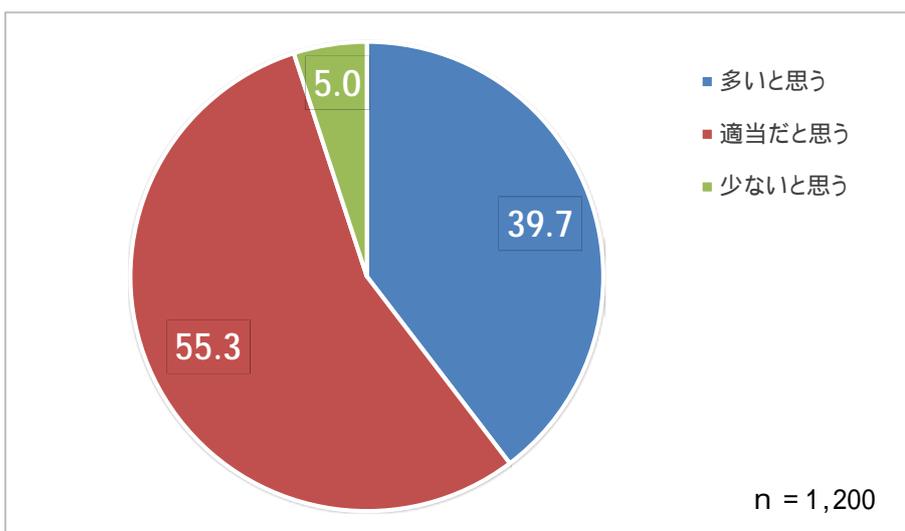
9 「食品による子供の窒息事故」という内容の事故に関する公表資料のレイアウト

見やすい(「見やすいレイアウトだと思う」+「やや見やすいレイアウトだと思う」)と見にくい(「見にくいレイアウトだと思う」+「やや見にくいレイアウトだと思う」)は半数ずつとなっている。



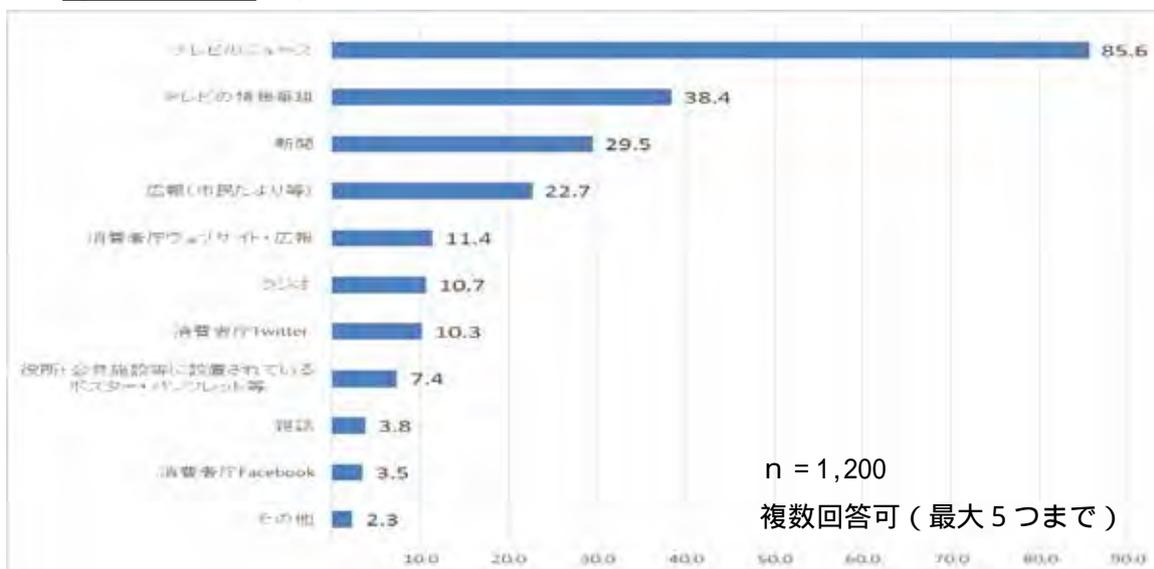
10 前記9の公表資料のボリューム

「適当だと思う」との回答が約 50%であり、「多いと思う」も約 40%ある。



11 利用しやすい事故情報の公表媒体・ルート

「テレビのニュース」が約85%で、どの年代においても同様の傾向。
 10代、20代は消費者庁Twitterも多い。年代が高くなるにつれて、広報
 (市民たより等)も多くなっている。



< 性別・年代別回答 >

(単位: %)

入手先	テレビのニュース	テレビの情報番組	新聞	広報(市民たより等)	消費者庁ウェブサイト・広報	ラジオ	消費者庁Twitter	役所・公共施設等に設置されているポスター・パンフレット等	雑誌	消費者庁Facebook	その他
性別・年代											
男性・10代	83.0	41.0	16.0	7.0	4.0	9.0	18.0	5.0	1.0	3.0	4.0
男性・20代	80.0	37.0	26.0	8.0	17.0	7.0	17.0	6.0	6.0	8.0	5.0
男性・30代	78.0	31.0	27.0	23.0	17.0	14.0	8.0	8.0	5.0	3.0	3.0
男性・40代	86.0	20.0	31.0	14.0	16.0	17.0	9.0	5.0	1.0	5.0	4.0
男性・50代	84.0	35.0	35.0	22.0	18.0	13.0	5.0	5.0	3.0	4.0	1.0
男性・60代	83.0	41.0	57.0	34.0	15.0	16.0	3.0	3.0	4.0	3.0	2.0
女性・10代	84.0	40.0	15.0	14.0	6.0	8.0	28.0	8.0	4.0	4.0	-
女性・20代	79.0	27.0	12.0	14.0	7.0	9.0	21.0	9.0	2.0	5.0	1.0
女性・30代	89.0	47.0	18.0	32.0	9.0	7.0	7.0	12.0	11.0	4.0	2.0
女性・40代	96.0	49.0	29.0	25.0	5.0	8.0	3.0	5.0	3.0	1.0	1.0
女性・50代	93.0	42.0	34.0	39.0	10.0	6.0	2.0	10.0	4.0	1.0	4.0
女性・60代	92.0	51.0	54.0	40.0	13.0	14.0	2.0	13.0	2.0	1.0	1.0

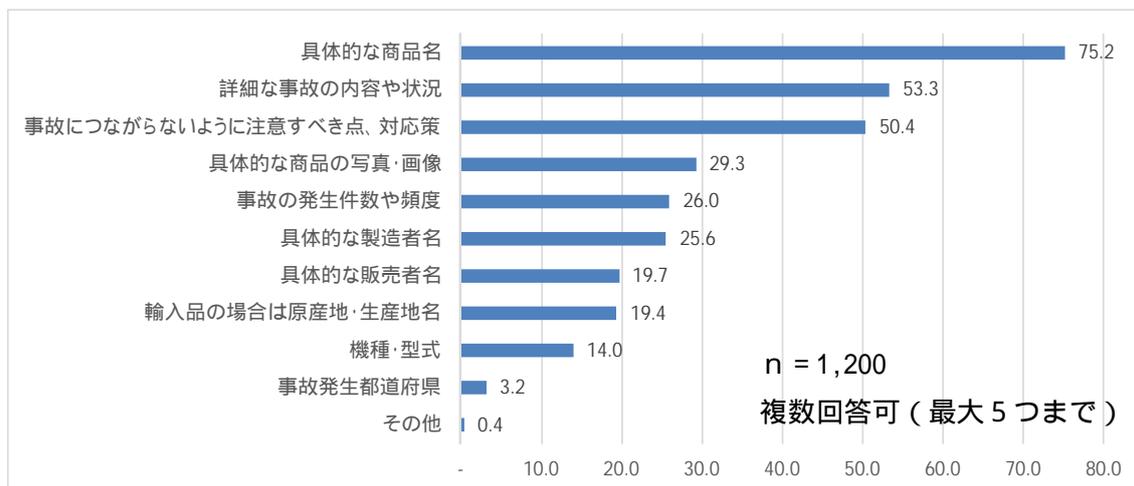
(注) 1 各性別・年代とも、n = 100人

2 複数回答可 (最大5つ)

3 表中、濃い黄色のセルは当該性別・年代で最も多い回答を、薄い黄色のセルは、2~3番目に多い回答を表す。

12 消費者庁から発信される事故情報の有用な内容

役に立つと考える事故情報の内容としては、「具体的な商品名」(75.2%)、「詳細な事故の内容や状況」(53.3%)及び「事故につながらないように注意すべき点、対応策」(50.4%)が多い。



< 性別・年代別回答 >

(単位：%)

情報の内容	具体的な商品名	詳細な事故の内容や状況	事故につながらないように注意すべき点、対応策	具体的な商品の写真・画像	事故の発生件数や頻度	具体的な製造者名	具体的な販売者名	輸入品の場合は原産地・生産地名	機種・型式	事故発生都道府県	その他
性別・年代											
男性・10代	64.0	45.0	45.0	16.0	32.0	22.0	14.0	21.0	10.0	4.0	-
男性・20代	66.0	50.0	52.0	21.0	21.0	26.0	15.0	13.0	16.0	5.0	1.0
男性・30代	79.0	39.0	46.0	25.0	23.0	31.0	30.0	19.0	10.0	2.0	1.0
男性・40代	87.0	51.0	41.0	22.0	31.0	31.0	26.0	17.0	16.0	1.0	-
男性・50代	86.0	44.0	34.0	29.0	26.0	39.0	26.0	24.0	19.0	-	-
男性・60代	86.0	57.0	39.0	37.0	27.0	43.0	31.0	23.0	22.0	4.0	1.0
女性・10代	61.0	47.0	51.0	19.0	27.0	16.0	12.0	22.0	9.0	3.0	-
女性・20代	63.0	46.0	61.0	23.0	22.0	20.0	15.0	15.0	12.0	6.0	1.0
女性・30代	69.0	57.0	58.0	33.0	34.0	18.0	15.0	20.0	5.0	1.0	-
女性・40代	76.0	66.0	59.0	34.0	29.0	17.0	14.0	17.0	11.0	5.0	-
女性・50代	84.0	68.0	59.0	44.0	24.0	26.0	25.0	17.0	19.0	2.0	1.0
女性・60代	81.0	70.0	60.0	48.0	16.0	18.0	13.0	25.0	19.0	5.0	-

(注) 1 各性別・年代とも、n = 100人

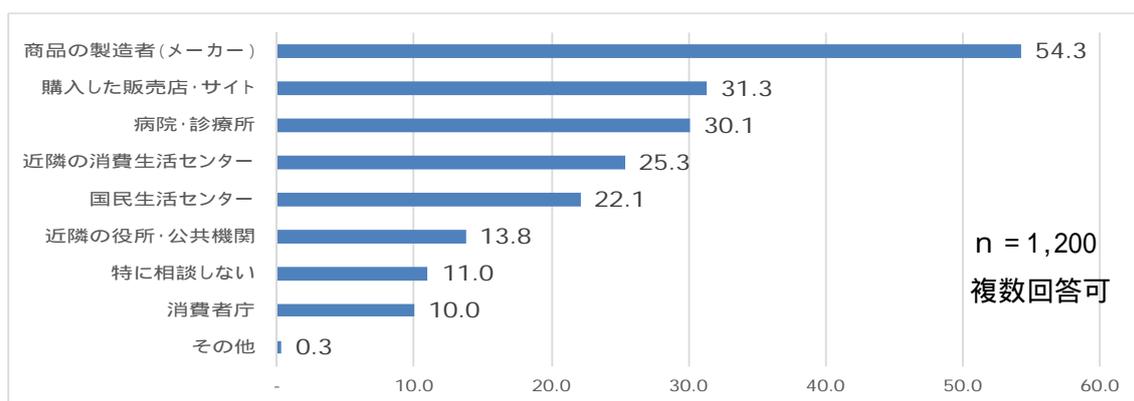
2 複数回答可 (最大5つ)

3 表中、濃い黄色のセルは当該性別・年代で最も多い回答を、薄い黄色のセルは、2～3番目に多い回答を表す。

13 暮らしの事故に遭った場合の相談先

相談先としては、「商品の製造者（メーカー）」（54.3%）、「購入した販売店・サイト」（31.3%）といった商品を取り扱う事業者を上げる回答が多い。一方、「近隣の消費生活センター」（25.3%）、「国民生活センター」（22.1%）を上げる人は約2割。

また、「特に相談しない」という回答も1割程度（11.0%）あり、特に若い世代に多い。



< 性別・年代別回答 >

(単位：%)

相談先	商品の製造者 (メーカー)	購入した販売店・サイト	病院・診療所	近隣の消費生活センター	国民生活センター	近隣の役所・公共機関	特に相談しない	消費者庁	その他
男性・10代	43.0	25.0	24.0	17.0	14.0	12.0	17.0	10.0	1.0
男性・20代	51.0	32.0	26.0	19.0	19.0	13.0	17.0	15.0	-
男性・30代	66.0	37.0	28.0	21.0	19.0	16.0	11.0	9.0	1.0
男性・40代	52.0	36.0	24.0	25.0	21.0	13.0	9.0	9.0	-
男性・50代	63.0	34.0	15.0	33.0	35.0	21.0	7.0	12.0	-
男性・60代	55.0	43.0	18.0	36.0	32.0	23.0	5.0	12.0	1.0
女性・10代	39.0	20.0	39.0	15.0	11.0	10.0	14.0	13.0	1.0
女性・20代	48.0	29.0	25.0	23.0	18.0	10.0	17.0	13.0	-
女性・30代	50.0	23.0	44.0	14.0	12.0	11.0	11.0	6.0	-
女性・40代	61.0	29.0	43.0	28.0	27.0	12.0	5.0	8.0	-
女性・50代	66.0	35.0	39.0	34.0	23.0	9.0	11.0	6.0	-
女性・60代	57.0	33.0	36.0	39.0	34.0	15.0	8.0	7.0	-

(注) 1 各性別・年代とも、n = 100人

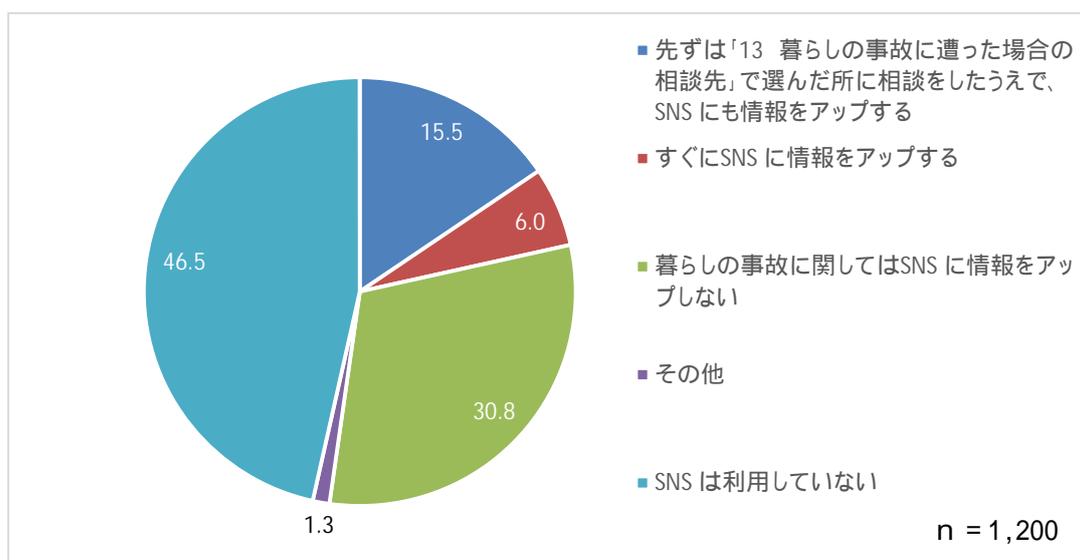
2 複数回答可

3 表中、濃い黄色のセルは当該性別・年代で最も多い回答を、薄い黄色のセルは、2～3番目に多い回答を表す。

14 暮らしの事故に遭った際の SNS (Facebook、Twitter、Instagram 等) による情報発信

事故に遭った場合に SNS に情報をアップすると回答した人の割合は 21.5% (「相談したうえでアップする」(15.5%) + 「すぐにアップする」(6.0%))

しかし、30代以上では SNS を利用している割合が低く、10代・20代に限ると、SNS に情報をアップするという回答は高まる (約3割から4割)



< 性別・年代別回答 >

(単位：%)

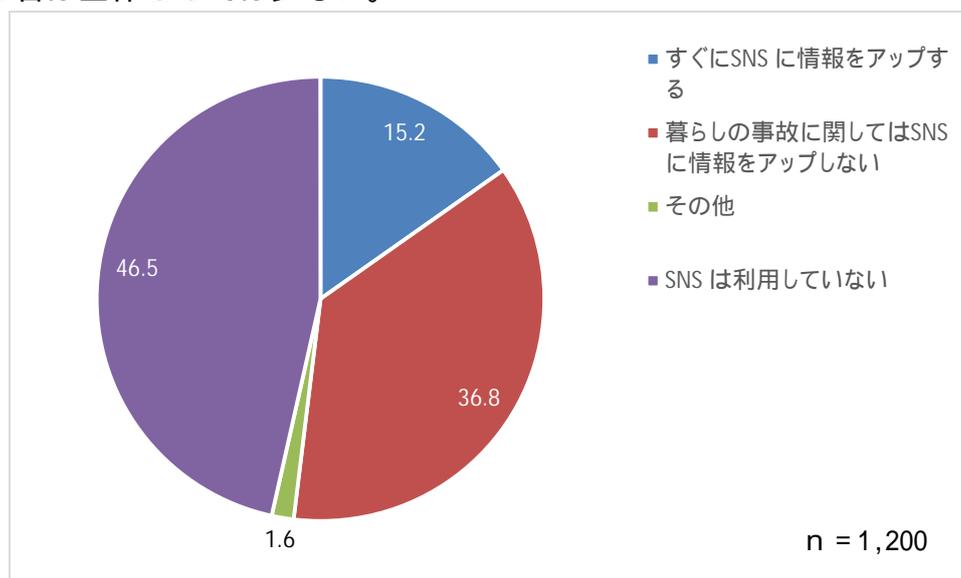
性別・年代	まずは上記13で選んだ所に相談をしたうえで、SNSにも情報をアップする	すぐにSNSに情報をアップする	暮らしの事故に情報はアップしない	その他	SNSは利用していない
男性・10代	21.0	19.0	49.0	2.0	9.0
男性・20代	15.0	10.0	44.0	2.0	29.0
男性・30代	18.0	4.0	26.0	1.0	51.0
男性・40代	10.0	9.0	25.0	-	56.0
男性・50代	14.0	7.0	23.0	-	56.0
男性・60代	13.0	2.0	17.0	2.0	66.0
女性・10代	29.0	9.0	48.0	2.0	12.0
女性・20代	24.0	7.0	42.0	2.0	25.0
女性・30代	15.0	-	29.0	-	56.0
女性・40代	10.0	1.0	25.0	-	64.0
女性・50代	9.0	-	30.0	1.0	60.0
女性・60代	8.0	4.0	11.0	3.0	74.0

(注) 1 各性別・年代とも、n = 100人

2 表中、濃い黄色のセルは当該性別・年代で最も回答の割合が高いものを表す。

15 暮らしの事故に遭いそうになった際の SNS (Facebook、Twitter、Instagram 等) による情報発信

前記 14 と同様、事故情報について SNS により自ら情報発信をしようとする者は全体としては少ない。



< 性別・年代別回答 >

(単位 : %)

性別・年代	すぐにSNSに情報をアップする	暮らしの事故に関してはSNSに情報をアップしない	その他	SNSは利用していない
男性・10代	33.0	56.0	2.0	9.0
男性・20代	15.0	54.0	2.0	29.0
男性・30代	16.0	32.0	1.0	51.0
男性・40代	17.0	27.0	-	56.0
男性・50代	13.0	31.0	-	56.0
男性・60代	7.0	23.0	4.0	66.0
女性・10代	32.0	52.0	4.0	12.0
女性・20代	20.0	54.0	1.0	25.0
女性・30代	8.0	35.0	1.0	56.0
女性・40代	7.0	29.0	-	64.0
女性・50代	7.0	32.0	1.0	60.0
女性・60代	7.0	16.0	3.0	74.0

(注) 1 各性別・年代とも、n = 100 人

2 表中、濃い黄色のセルは当該性別・年代で最も回答の割合が高いものを表す。

16 暮らしの事故に関する行政からの情報の公表に対する意見・要望

アンケートの回答者からの意見・要望として、以下のようなものがあった。

【公表の在り方】

- ・ 消費者庁が事故情報を公表していることを初めて知った。
- ・ もっと目に付く形で公表してほしい。
- ・ 事故が起きたら迅速に公表してほしい。
- ・ 事故が起きる前に注意喚起してほしい。

【情報の公表媒体】

- ・ インターネットだけでなく、テレビや新聞などの身近なメディアで公表してほしい。
- ・ インターネットで検索したら直ぐに見付けられるようにしてほしい。
- ・ 事故の情報をわざわざ検索しないので、テレビで取り扱ってほしい。
- ・ NHKなどで事故情報だけを流す番組があってもいい。
- ・ 事故情報をメール配信してほしい。

【公表内容】

- ・ 事故の内容だけでなく、被害に遭わないための対策等も教えてほしい。
- ・ もっと簡潔で分かりやすい内容で公表してほしい。
- ・ 行政が出す情報は表現が硬くて分かりにくい。
- ・ 製品名や製造者名など具体的なことが知りたい。

第3 まとめ

- ・ 事故に関する情報を入手する手段として、「テレビのニュース」を挙げた者が性別・年代を問わず圧倒的に多い。以下、性別・年代によりバラツキはあるが、全体としては「インターネットのニュースサイト」、「テレビの情報番組」、「新聞」の順に多くなっている。

このように、消費者はマスコミ報道を通して事故情報を入手しているため、事故情報を公表する際には、マスコミに取り上げられやすい形式・内容とすることが肝要であると思われる。

- ・ 10代・20代に限ると、事故情報の入手手段として「Twitter」が「テレビの情報番組」又は「新聞」と同等又はそれ以上の割合で挙げられていることから、若年者向けには、TwitterなどのSNSを活用した事故情報の発信に、より一層取り組む必要があると思われる。

- ・ 消費者庁が公表する事故情報については、有用であると考えている者が多い。

一方、回答者からは、役に立つ事故情報の内容として、「具体的な商品名」、「詳細な事故の内容や状況」、「事故につながらないように注意すべき点、対応策」が多く挙げられており、事故が起きた事実を詳細に公表するだけでなく、併せて事故の予防策・対応策を公表することで、消費者にとって、より有用な内容になると思われる。

- ・ 回答者は、事故に遭った際には、行政に通報するよりも、まず、製造メーカーや販売店等に連絡するとしている。

また、自らSNSにより事故に関する情報を発信する意欲は乏しい。ただし、30代以上では、そもそもSNSを利用していない者の割合が高いためSNSで情報を発信するという発想に至らないと推測できる。これに対し、10代・20代のSNSの利用率は高く、これらの年代では、積極的に事故に関する情報をSNSで発信しようという者が一定数、存在する。

参考資料2 関係法令

消費者安全法（平成21年法律第50号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三（略）

6 この法律において「生命身体事故等」とは、前項第一号に掲げる事故及び同項第二号に掲げる事態をいう。

7 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 第五項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

二 第五項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

8（略）

（消費者事故等の発生に関する情報の通知）

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性そ

その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 次のイからニまでに掲げる者であって、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの

イ 行政機関の長 内閣総理大臣

ロ 都道府県知事 行政機関の長

ハ 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事

ニ 国民生活センターの長 行政機関の長

二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者（前号に該当する者を除く。）

三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者（前二号に該当する者を除く。）

4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、全国消費生活情報ネットワークシステム（行政機関の長、地方公共団体の機関、国民生活センターその他内閣府令で定める者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、消費生活に関する情報を蓄積し、及び利用するために、内閣府令で定めるところにより国民生活センターが設置し、及び管理するものをいう。）への入力その他内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

5 国及び国民生活センターは、地方公共団体に対し、第一項及び第二項の規定による通知の円滑かつ確実な実施に関し、助言その他の必要な援助を行うものとする。

（消費者事故等に関する情報の集約及び分析等）

第十三条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効

に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会に報告するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果を公表しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、国会に対し、第一項の規定により取りまとめた結果を報告しなければならない。

(資料の提供要求等)

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者(第三十五条及び第三十八条第二項において「関係行政機関の長等」という。)に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

- 2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。

(調査委員会の設置)

第十五条 消費者庁に、消費者安全調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十六条 調査委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 生命身体事故等(運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第二条第二項に規定する航空事故等、同条第四項に規定する鉄道事故等及び同条第六項に規定する船舶事故等を除く。第四号及び第三十三条を除き、以下同じ。)の原因及び生命身体事故等による被害の原因(以下「事故等原因」と総称する。)を究明するための調査(以下「事故等原因調査」という。)を行うこと。
- 二 生命身体事故等について、他の行政機関(運輸安全委員会を除く。)による調査若しくは検査又は法律(法律に基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定による地方公共団体の調査若しくは検査(法律の規

定によりこれらの調査又は検査の全部又は一部を行うこととされている他の者がある場合においては、その者が行う調査又は検査を含む。以下「他の行政機関等による調査等」という。)の結果について事故等原因を究明しているかどうかについての評価(以下単に「評価」という。)を行うこと。

三 事故等原因調査又は他の行政機関等による調査等の結果の評価(以下「事故等原因調査等」という。)の結果に基づき、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣に対し勧告すること。

四 生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

五 前各号に掲げる事務を行うために必要な基礎的な調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法律に基づき調査委員会に属させられた事務

(事故等原因調査)

第二十三条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止(生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止をいう。以下同じ。)を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。ただし、当該生命身体事故等について、消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因を究明することができると思料する他の行政機関等による調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合においては、この限りでない。

2 調査委員会は、事故等原因調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができる。

一 事故等原因に関係があると認められる者(次号及び第三十条において「原因関係者」という。)、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の関係者(以下「生命身体事故等関係者」という。)から報告を徴すること。

二 生命身体事故等の現場、原因関係者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、商品等、帳簿、書類その他の生命身体事故等に関係のある物件(以下「関係物件」という。)を検査し、又は生命身体事故等関係者

- に質問すること。
- 三 生命身体事故等関係者に出頭を求めて質問すること。
 - 四 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。
 - 五 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその保全を命じ、又はその移動を禁止すること。
 - 六 生命身体事故等の現場に、公務により立ち入る者及び調査委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
- 3 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は専門委員に前項各号に掲げる処分をさせることができる。
 - 4 前項の規定により第二項第二号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、生命身体事故等関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 5 第二項又は第三項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(他の行政機関等による調査等の結果の評価等)

第二十四条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認める場合において、前条第一項ただし書に規定する他の行政機関等による調査等の結果を得たときは、その評価を行うものとする。

- 2 調査委員会は、前項の評価の結果、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、当該他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長に対し、当該生命身体事故等に係る事故等原因の究明に関し意見を述べることができる。
- 3 調査委員会は、第一項の評価の結果、更に調査委員会が消費者安全の確保の見地から当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明するために調査を行う必要があると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。
- 4 第一項の他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長は、当該他の行政機関等による調査等に関して調査委員会の意見を聴くことができる。

(内閣総理大臣に対する勧告)

第三十二条 調査委員会は、事故等原因調査等を完了した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、内閣総理大臣に対し、生命身体

被害の発生又は拡大の防止のため講ずべき施策又は措置について勧告することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策又は措置について調査委員会に通報しなければならない。

(意見の陳述)

第三十三条 調査委員会は、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

消費者安全法施行令(平成21年政令第220号)(抄)

(消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が消費者事故等に該当することとなる被害の程度)

第一条 消費者安全法(以下「法」という。)第二条第五項第一号の政令で定める被害の程度は、次の各号のいずれかに該当する被害の程度とする。

- 一 死亡
- 二 負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が一日以上であるもの(当該治療のため通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。)
- 三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

(消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が消費者事故等に該当することとなる要件)

第二条 法第二条第五項第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該商品等又は当該役務が、法律(これに基づく命令を含む。以下同じ。)の規定に基づき事業者が商品等又は役務をこれに適合するものとしなければならないこととされている消費者の生命又は身体の安全の確保のための商品等又は役務に関する基準に適合していなかったこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、物品(飲食の用に供するものを除く。)、施設又は工作物に、破損、故障、汚染若しくは変質その他の劣化又は過熱、異常音その他の異常が生じていたこと。

三 第一号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）が腐敗し、変敗し、不潔となり若しくは病原体により汚染されており、又は物品に有毒な若しくは有害な物質が含まれ若しくは付着し、異物が混入され若しくは添加され、若しくは異臭、その容器若しくは包装の破損その他の異常が生じていたこと。

四 前三号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命又は身体に対する著しい危険が生じたこと。

（消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が重大事故等に該当することとなる要件）

第四条 法第二条第七項第一号の政令で定める要件は、消費者の生命又は身体について次の各号のいずれかに該当する程度の被害が発生したこととする。

一 死亡

二 負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める程度の身体の障害が存するもの

三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

消費者安全法施行規則（平成21年内閣府令第48号）（抄）

（消費者事故等に該当することとなる中毒の原因となる物質）

第一条 消費者安全法施行令（以下「令」という。）第一条第三号の内閣府令で定める物質は、一酸化炭素とする。

（重大事故等に該当することとなる中毒の原因となる物質）

第六条 令第四条第三号の内閣府令で定める物質は、一酸化炭素とする。

（情報の通知）

第九条 法第十二条第一項の通知は、電話、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によって行うものとする。ただし、電話によって行った場合は、速やかにその内容を書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法で提出し、又は第八項に規定する措置を講じなければならない。

2 法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、重大事故等が発生した日時

及び場所、当該重大事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該重大事故等の態様、当該重大事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた重大事故等の場合に限る。）とする。

- 3 法第十二条第二項の通知は、書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によって速やかに行うものとする。
- 4 法第十二条第二項の内閣府令で定める事項は、消費者事故等が発生した日時及び場所、当該消費者事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた消費者事故等の場合に限る。）その他当該消費者事故等に関する事項とする。
- 5 法第十二条第三項第三号の内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であって、それぞれ当該各号に定める者に対し、消費者庁長官が適当と認める方法により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告することとされているものとする。
 - 一 行政機関の長 内閣総理大臣
 - 二 都道府県知事 行政機関の長
 - 三 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事
 - 四 国民生活センターの長 行政機関の長
- 6 法第十二条第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
 - 一 独立行政法人製品評価技術基盤機構
 - 二 独立行政法人農林水産消費安全技術センター
 - 三 前二号に掲げる者のほか、法第十二条第四項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステム（以下同じ。）に蓄積された消費生活に関する情報を適正に管理するために必要な体制を有するものとして消費者庁長官が指定するもの
- 7 法第十二条第四項の規定に基づき、国民生活センターの長は、全国消費生活情報ネットワークシステムの設置及び管理に関する規程を定め、これに基づき運用しなければならない。
- 8 法第十二条第二項の場合における同条第四項の内閣府令で定める措置は、同項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステム又は事故情報データベース（消費者の生命又は身体に生ずる被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者庁、関係行政機関、関係地方公共団体、国民生活センター、消費者その他の関係者が、オンライン処理の方法により、消費生活において生じた事故等（消費者の生命又は身体に被害を生じさせる事故又は当該事故が発生するおそれのある事態に限る。）に関する情報を蓄積し、及び活用する

システムであって、消費者庁及び国民生活センターが共同して管理運営するものをいう。)への情報の入力とする。

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のもの（他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができるものと認められる事故として政令で定めるものを除く。）をいう。

一 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

6 この法律において「重大製品事故」とは、製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものをいう。

（内閣総理大臣及び主務大臣の責務）

第三十三条 内閣総理大臣及び主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならない。

（内閣総理大臣への報告等）

第三十五条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知つたときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告の期限及び様式は、内閣府令で定める。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告を受けたときは、直ちに、当該報告の内容について、主務大臣に通知するものとする。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大製品事故による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大が政令で定める他の法律の規定によつて防止されるべきものと認めるときは、直ちに、当該報告の内容について、当該政令で定める他の法律の規定に基づき危害の発生及び拡大を防止する事務を所掌する大臣に通知するものとする。

(内閣総理大臣による公表)

第三十六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知つた場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、同条第四項の規定による通知をした場合を除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。
- 3 内閣総理大臣及び主務大臣は、第一項の規定による公表につき、消費生活用製品の安全性に関する調査を行う必要があると認めるときは、共同して、これを行うものとする。
- 4 主務大臣は、第一項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。

消費生活用製品安全法施行令(昭和49年政令第48号)(抄)

(製品事故から除かれる事故)

第四条 法第二条第五項の政令で定める事故は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第四項に規定する器具、同条第五項に規定する容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃに起因する食品衛生上の危害が発生した事故とする。

(重大製品事故の要件)

第五条 法第二条第六項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。

- 一 一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したこと。
 - イ 死亡
 - ロ 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき(その症状が固定したときを含む。)において内閣府令で定める身体の障害が存するもの
 - ハ 一酸化炭素による中毒
- 二 火災が発生したこと。

個人情報保護に関する法律（昭和15年法律第57号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～8（略）

9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十六条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（昭和15年法律第58号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

3～7 （略）

8 この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第四十四条の十第一項において同じ。）

ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報
を復元することができないようにしたものをいう。

一 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一
部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有
しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符
号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則
性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次の各号のいずれに
も該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合する
ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの
（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別する
ことができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）
の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定する不開
示情報（同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含
まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得
られる非識別加工情報をいう。

一 第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定に
より同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされる
ものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情
報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規
定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長が次のい
ずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示す
る旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の
提出の機会を与えること。

三 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一
項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工し
て非識別加工情報を作成することができるものであること。

10 この法律において「行政機関非識別加工情報ファイル」とは、行政機関非
識別加工情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することがで
きるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索

することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

- 11 この法律において「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- 一 国の機関
 - 二 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
 - 三 地方公共団体
 - 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第181号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

第四十四条の十 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報から復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- 2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 (略)

第四十四条の十五 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

一 (略)

二 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第四十四条の十六 行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第五十一条の三 行政機関の長は、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十三条第二項において同じ。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十六条第一項において同じ。）若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

2～4 （略）

（基本理念）

第三条 官民データ活用の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）及びサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）その他の関係法律による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない。

2～8 （略）

参考資料3 消費者安全専門調査会 審議経過

平成29年7月31日
消費者委員会事務局

開催回	開催日時	議題
第27回	平成29年1月23日(月) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全に関する懇談会における議論の整理 ・消費者庁における事故情報の活用等に関する取組 ・事故情報の分析の試行
第28回	平成29年3月6日(月) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・第27回消費者安全専門調査会の議論の整理 ・消費者事故情報の公開について ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの取組
第29回	平成29年3月30日(木) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・第28回消費者安全専門調査会の議論の整理 ・テキストマイニングを活用した事故情報の分析等
第30回	平成29年4月27日(木) 9:30~11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・第29回消費者安全専門調査会における議論の整理 ・海外機関における事故情報の収集と利用について
第31回	平成29年6月12日(月) 14:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・第30回消費者安全専門調査会における議論の整理 ・事故情報の分析の試行の結果について ・暮らしの事故に関するアンケートの結果について
第32回	平成29年6月22日(木) 14:00~15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・第31回消費者安全専門調査会における議論の整理 ・報告書骨子案
第33回	平成29年7月31日(月) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・第32回消費者安全専門調査会における議論の整理 ・報告書案

参考資料4 消費者安全専門調査会 専門委員名簿

(平成28年12月22日現在)

(座長) 山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(座長代理) 藤田 和彦 富士通株式会社シニアディレクター

相澤 彰子 大学共同利用機関法人国立情報学研究所教授

市瀬 龍太郎 大学共同利用機関法人国立情報学研究所准教授

西田 佳史 国立研究開発法人産業技術総合研究所首席研究員

村田 磨理子 公益財団法人統計情報研究開発センター主任研究員